



ロウムカフェ



社会保険労務士法人 ハーモニー／代表社員 徳永 康子 氏

Q 出産時に病院へ支払う費用ですが、以前は高額だったのに、最近ではあまりお金を払わなくても良いようですね？

A 家族皆が待ち望んでいて、いよいよ赤ちゃんが生まれるという時には様々な準備が必要で、お金もそのひとつでした。以前は、病院を退院する時に何十万円のお金を支払い、出産育児一時金を申請してもらえばそのお金の大部分が戻ってくるという仕組みでした。若い夫婦が大金を用意することが難しく、どうせ戻ってくるなら初めから立替えてあげれば良いのでは？ということで協会けんぽなどから医療機関へ直接払う制度になったと思います。

「出産一時金の医療機関等への直接支払制度」ができたのは約5年前の平成21年10月1日で、医療機関等に直接支払われるため、まとまった出産費用を事前に用意する必要がなくなりました。

出産費用は年々上がっていると思います。出産する医療機関によっても異なりますが、平成24年度の全国平均では(厚生労働省保険局)

公的病院は入院7日で477,740円

私的病院は入院7日で502,748円

診療所は 入院6日で481,738円

これらを平均すると入院6日で486,376円となり「直接支払制度」を利用しない場合は、ほぼ50万円用意しないとイケないようですね！

直接支払制度を利用するには、合意文書へサインし、健康保険証を提示するだけでとても簡単になりました。「出産一時金」の額は、産科医療補償制度に加入している医療機関(後述します)で出産した場合42万円／新生児1人、加入していない医療機関は39万円となります。不足した額だけ支払うこととなります。

なお「出産一時金」は妊娠85日以上であれば、不幸にも流産した場合でも支払われますので申請してください。

Q 無事に生まれれば良いですが、赤ちゃんが分娩の事故により重い障害が残ることもあるとニュースで見ました。その場合どうなるのでしょうか？

A 元気で生まれると思って期待していても生まれるまで心配ですね。

無事に生まれるかどうか、出産時に医療事故によるリスクが多いこともあり、産婦人科を希望する医師が不足し地方では子供を産めない時代がくるとも聞きます。

医師個人が事故のリスクを負わずに済むために、5年前「直接支払制度」が始まったと同時に、「産科医療補償制度」という補償制度が導入されました。

「産科医療補償制度」とは、通常の妊娠・分娩にも係らず、分娩の際に発症した重度の脳性まひ(出産時の低酸素状態や外傷で脳が損傷を受けた状態)になった赤ちゃんとはご家族に対し補償金が支払われます。

◎補償対象(平成27年1月以降出産より)

- ①在胎週数が33週以上⇒32週以上
- ②出生体重が2,000g以上⇒1,400g以上
- ③身体障害者1・2級に相当する脳性まひをもつ赤ちゃんに対し

◎補償金額(総額3,000万円)

一時金600万円+20歳になるまで毎年120万円

通常の分娩では保険が利きませんが、帝王切開をした場合は保険が利き、かかった医療費の3割を負担します。

保険が利くのは手術・検査料・処置料・入院料などで、「限度額適用認定証」をあらかじめ提示すると、窓口負担を抑えられます。部屋代・食事代などは保険が利きません。

新米ママ・パパは勉強が必要ですね。

【社会保険労務士法人 ハーモニー】

TEL 043-273-5980